

令和7年第8回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月25日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○動議の提出	7
○日程の追加(議員提出議案の報告及び上程)	7
○発議案第3号の説明、質疑、討論、採決	8
・発議案第3号 鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議	
○日程の追加(議員提出議案の報告及び上程)	11
○発議案第4号の説明、質疑、討論、採決	12
・発議案第4号 鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議	
○町長提出議案の報告及び一括上程	14
○議案第58号の説明、質疑、討論、採決	15
・議案第58号 長瀬町長の給与の特例に関する条例	
○議案第59号の説明、質疑、討論、採決	21
・議案第59号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算(第7号)	
○字句の整理	26
○町長挨拶	26
○閉 会	27

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第115号

令和7年第8回長瀬町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年12月22日

長瀬町長 鈴木 日出男

1 期 日 令和7年12月25日（木）

2 場 所 長瀬町役場議場

3 付議事件

(1) 議案第58号 長瀬町長の給与の特例に関する条例

(2) 議案第59号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1番 中 川 博 介 君
3番 近 藤 一 美 君
7番 関 口 雅 敬 君
9番 新 井 利 朗 君

2番 村 田 武 彦 君
5番 村 田 徹 也 君
8番 大 島 瑠 美 子 君

不応招議員（1名）

4番 野 原 隆 男 君

令和7年第8回長瀬町議会臨時会 第1日

令和7年12月25日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、日程の追加（議員提出議案の報告及び上程）
- 1、発議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 1、日程の追加（議員提出議案の報告及び上程）
- 1、発議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第58号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第59号の説明、質疑、討論、採決
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（7名）

1番	中	川	博	介	君	2番	村	田	武	彦	君
3番	近	藤	一	美	君	5番	村	田	徹	也	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子
9番	新	井	利	朗	君						

欠席議員（1名）

4番 野原隆男君

説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木	日出	男	君	副町長	横山	和弘	君
教育長	井深	道子	君	総務課長	染野	和明	君	
企画財政課長	橋本	明身	君	町民課長	朽原	秀樹	君	
福祉介護課長	内田	千栄	子	君	健康課長	福島	陽子	君
産業観光課長	常木	真人	君					

事務局職員出席者

事務局長	前	沢	克	之	書記	中	畝	康	雄
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（関口雅敬君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第8回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和7年第8回長瀬町議会臨時会を開会いたします。

なお、本日の会議において、野原隆男君の欠席届が出ております。皆さんにご報告をいたします。



◎開議の宣告

○議長（関口雅敬君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は、机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻、記録を調査の上、措置いたします。

また、議員及び参与席にご着席の方につきましては、議会中に席をやむを得ず離れる場合は、挙手の上、議長の許可を得てから行うようお願いいたします。

傍聴席の方をお願いいたします。議場内への通信機器、端末の持込みは禁止しておりませんが、操作はご遠慮いただければと思います。なお、長瀬町議会傍聴規則第8条第4項の規定により、議長の許可なく撮影、録音については禁止されておりますので、疑わしい場合は傍聴席より退出していただく場合がございますので、よろしくをお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（関口雅敬君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君） 臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（鈴木日出男君） おはようございます。令和7年第8回長瀬町議会臨時会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も残すところ僅かとなり、朝晩一段と冷え込みが厳しくなってきました。議員におかれまして

は、ご健勝にてお過ごしのことと存じます。本日は、年末の大変お忙しい中、急な招集にもかかわらず本臨時会にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、傍聴席にお越しいただいた町民の皆様、町政にご関心をいただき、誠にありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます案件は、新規条例案1件、令和7年度補正予算案1件の合わせて2議案でございます。

まず第1に、さきの定例会において否決となりました私の給料を減額する長瀬町長の給与の特例に関する条例についてであります。本件は、選挙運動費用収支報告書の件により町政に影響を及ぼし、町民の皆様のご信頼を損なう状況となったことに対し、その責任を明確にする観点から、再度提案させていただくものでございます。前回のご審議の際に頂戴いたしましたご意見を真摯に受け止め、改めてご審議をお願い申し上げます。

第2に、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した補正予算案であります。物価高騰が長期化する中、子育て世帯や高齢者世帯をはじめ、町民生活を支える支援策を早急に実施する必要があることから、提案をさせていただくものでございます。議案の内容につきましては、上程した際に改めて説明をさせていただきますが、町政の円滑な運営体制を早期に整えるためにも、何とぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、臨時会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（関口雅敬君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（関口雅敬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

1番 中川博介君

2番 村田武彦君

以上の2名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（関口雅敬君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。



◎動議の提出

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。休憩動議をお願いします。

○議長（関口雅敬君） ただいま村田徹也君から、暫時休憩を求める動議の発言がありました。

村田徹也君のほかに、この動議に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（関口雅敬君） 賛成者がいますので、この動議は成立いたしました。

暫時休憩を求める動議を議題として採決をします。

この動議のとおり、暫時休憩を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔可否同数〕

○議長（関口雅敬君） これは同数ですので議長が裁決をし、私が立ちますので、起立多数。

よって、暫時休憩を求める動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時08分

再開 午前9時20分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加（議員提出議案の報告及び上程）

○議長（関口雅敬君） ただいま村田徹也君外1人から、鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議が提出されました。

鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔可否同数〕

○議長（関口雅敬君） 同数でございますので、議長の裁決で行います。

よって、鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時22分

再開 午前9時30分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 追加日程第1、発議案第3号 鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議を議題といたします。

鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議の内容について、提出者である村田徹也君の説明を求めます。
5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議について。

私、長瀬町選挙管理委員会に対して調査依頼の要望書を提出しました。その要望書の回答を少し読み上げさせていただきます。

本件について、当委員会としては、市町村選挙管理委員会が行うことが可能とされております。内容は、事実関係の照会、訂正、収支報告書及び関係書類の受理、保管、関係機関への情報提供といった対応を行うことにより、現時点で必要な対応はおおむね尽くしているものと考えております。その上で、刑事責任の有無や具体的な捜査の要否については、最終的には警察、検察等の捜査機関及び司法機関が判断すべき事項であり、当委員会が違法性の有無を断定することは、かえって権限の範囲を超えるおそれがあると考えておりますという回答を得ました。そこで、理由を読み上げます。

町長鈴木日出男氏は、令和5年4月23日執行の長瀬町議会議員選挙において、公職選挙法に規定されている選挙運動員の人数を大きく超過して報酬を支払っていた公職選挙法違反があることが判明し新聞報道がされました。

このことにより、町の品位を大きく下げたことは明白であり、11月27日に長瀬町選挙管理委員会に対して経緯の報告と報酬の返還を受け訂正した収支報告書の提出を行ったようだが、長瀬町長としての政治的、道義的責任を免れず、町長職にとどまることは、町民感情からして許されるものではない。

事態の大きさを真摯に受け止め、速やかにその職を辞することを勧告する。

以上決議する。

令和7年12月25日。長瀬町議会。

では、議長、前に出て説明よろしいですか。

○議長（関口雅敬君） はい、結構です。

〔5番 村田徹也君登壇〕

○5番（村田徹也君） それでは、内容について私のほうから説明させていただきます。

選挙というのは、日本国憲法第15条で公務員の選任、罷免等が規定されております。その日本国憲法に基づいて公職選挙法というのがあります。その公職選挙法第221条第1項では、買収及び利害誘導罪が規定されております。選挙は、選挙人の自由な意思の行使によって行われなければならない。金銭などの不正な利益によって投票行動を左右しようとする買収行為は、選挙の自由や公正さ、ひいては民主主義という制度そのものを侵害する重大な犯罪行為であることから、買収行為に対する厳重な処罰規定が置かれております。

鈴木氏は、令和5年実施された長瀬町議会選挙について、新聞報道により選挙運動員の延べ人数22人超過が報じられ、明るみに出ました。また、このことに併せて選挙統括責任者、会計責任者にも報酬が支払われていたことも判明しました。これらのことは事前の立候補者事前説明会において、冊子20ページに注意事項として説明文があるので、知らないはずはなく、本人も選挙運動員の上限が35人であることは承知していたと証言していますが、確認不足、事務的ミスでは済まされず、公職選挙法第221条、222条に該当する多人数買収罪に当たる可能性が大きいと思われまます。

選挙運動では、法第189条、選挙運動に関する収入及び支出の提出に定められているように、事前に届出書を提出し、事後に収支報告書を提出するので、そこに記載された事項が選挙活動の内容になります。それが11月7日の新聞報道により自らの選挙運動違反に気づき、2年以上過ぎて間違いであったと訂正することは、法第187条、191条から193条の虚偽の記載違反に該当し、つじつま合わせの改ざんに当たるのではないかと思います。その後、選挙運動員から33万円の返金を受けたとのことですが、例は悪いですが、例えば万引きをすればれたので後で返した、これは許されないことだと思います。

また、令和7年に実施された町長選挙においても、選挙運動員の上限45人に対して60人の支払いをして選管に指摘され訂正し、ここでも33万円の返還を受けていることから、町議選と同じような選挙活動が行われていたのではないかという疑いが持たれます。今春、町長は自分の会報に規則違反の記事を載せ、謝罪したことや、11月17日、議員宛ての説明会の席で、ほかに選挙違反は一切ありませんと明言しましたが、延べ人数超過以外にも疑わしい事柄があり、この言葉には大分矛盾が生じているのではないのでしょうか。

12月9日の新聞報道で、買収に該当するかどうかは捜査機関に委ねられており、見解を述べる立場になると申しましたが、現在捜査機関に捜査を委ねられているような事実はなく、選管が相談をしたにとどまっているようで、虚言に当たるのではないかと思います。そこで、自分の犯した罪の重大さを理解しておらず、保身に走っているのではないか、今までの言動から、町民の生命と財産を守るための危機管理能力に欠けているのではないか、町民からの信頼が失墜しており、町職員との信頼関係も薄れているのではないか。このまま職に固執すると、本人だけでなく、多くの関係者にも違反行為が累を及ぼす可能性があると思われまます。以上のようなことから、我々は議会人として行政の両輪を担うものとして、良識のある判断をすることが議員の責務であります。

よって、長瀬町議会は、鈴木日出男町長の法令を無視した選挙活動を行ったということを本人自ら厳粛に受け止め、自らの意思と責任により、直ちに町長の職を辞することを強く求め、辞職勧告決議を申し上げます。

議員の皆様も自分の考え、議長も公正、公平であるということをしっかり判断していただきたいと思ひ

ます。

以上決議する。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） 私は、辞職勧告決議に賛成の立場で討論します。

前回の議会では、町民の皆様から議員はなぜ追及しないのか、議会が機能していないのではないかと、厳しい声が寄せられていると申し上げましたが、議会後もさらに厳しいご意見をいただいています。私は、町民の皆様の声を町政に届け、反映させなければなりません。前回も申し上げましたが、町長は42年間、秩父市役所で課長、部長を歴任され、行政の基本や法令遵守の重要性も熟知されているはずで、その経験と能力に町民の皆様からの期待と支持があり、現職に就かれているものと思います。

しかし、今回の件を単なる確認不足で片づけられるのでしょうか。今年の町長選でも、報酬の返還と収支報告書の訂正が行われています。これは一度限りの偶発的事案ではなく、管理体制そのものの問題でございます。町長は、年間約40億円の予算執行の最高責任者です。約80人の職員の皆様から汗水を流し、町民の皆様からの税金を預かって必死に業務に取り組んでいます。その40億の決裁の判子は非常に重いです。今後、数十億円規模の公共事業や契約をする立場にある町長が、2度の選挙にわたり払うべきではない人にお金を払っていた事実、議会として看過してよいのでしょうか。

町民の方からは、過去の秩父市議会議員選挙で僅か数千円の現金供与でも逮捕に至った例を挙げ、逮捕される可能性がある町長では、町政の混乱は避けられないというご意見もいただきました。辞職勧告決議に法的拘束力はありません。判断は町長に委ねられます。しかし、議会が町民に責任ある姿勢を示す重要な意思表示です。町民の皆様からの信頼を回復し、町政の健全性と透明性を守るため、私は改めて本辞職勧告決議に賛成をいたします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） ほかに討論はございますか。

〔「賛成討論」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 賛成は今やりましたので、反対討論はありますか。

3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 3番、近藤です。収支報告書が適切でなかったことは、選挙の公正に不備があったということで、町民の信頼を損ねる事案でありますから、軽く見てはいけない案件であります。ですが、今回の不信任案が可決されると、町が混乱し、長瀬町の名声もまた下がってしまいますので、私は反対します。また、お金と時間と手間がかかります。さらに、ほかの機関も動いているということなので、反対いたします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） ほかに討論はありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほど決議文にもありましたけれども、舌の根も乾かないうちに、先ほど言ったことをまた変えるということがありました。今の時点であれば、関係者まで被害は及ばないで済みますけれども、進退を自身で早急に決めないと、関係者にも出頭して証言を得るような百条委員会も行わなければなりませんし、さらに大きな事件に発展するかもしれません。また、トップが重大な事件を何回も起こしても、謝って済ませる、減給して済ませるといようなことで職員に示しがつくのでしょうか。職員が何か起こしたときに毅然とした態度で職務を遂行できず、甘やかすことにもつながりかねません。1人しかいないトップとしては、不適任であると考えます。

よって、私もこの決議に賛同いたします。

○議長（関口雅敬君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論はないですね。討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第3号 鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○議長（関口雅敬君） 同数でありますので、議長が裁決をいたします。

この決議は否決といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時48分

再開 午前9時55分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加（議員提出議案の報告及び上程）

○議長（関口雅敬君） ただいま村田徹也君外1名から、鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議が提出されました。

鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程2として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔可否同数〕

○議長（関口雅敬君） 同数でありますので、議長が裁決いたします。

これを日程に追加することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時00分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 追加日程第2、発議案第4号 鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議を議題といたします。

鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議の内容について、提出者である村田徹也君の説明を求めます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先ほど辞職勧告決議案は否決となりましたので、鈴木町長の公職選挙法違反の疑いの調査に関する決議を説明いたします。

11月、12月の新聞報道で、令和5年町議選、令和7年町長選において、選挙運動員超過や収支報告書訂正が明らかとなりました。この両選挙ともに選挙運動員から33万円の返還を受けていたことは、自ら認めたことです。選挙運動員超過に報酬を払っていたことなどの問題は、先ほども申しましたが、公職選挙法第189条の真実記載や第246条、虚偽事項の記入違反に当たり、禁固刑以上の違反行為と推察されます。ちなみに伊東市の場合、学歴詐称、これについては刑が確定した場合には、禁固刑2年、30万円と私が調べた範囲ではなっております。買収につきましては、本人または責任者等の場合は、禁固刑4年以下、罰金100万円以下ということで、相当重さが違う事案であります。

さらに、統括責任者や出納責任者などに報酬を支払っていたという事実も判明しておりますので、これは謝って済む問題ではありません。我々議員も町議選のときに、責任者、会計責任者に支払いはしていないはずですが、返してもらえば済むという問題ではありません。これを許したならば、議会の信頼が失墜するだけでなく、今後日本で行われる選挙において公職選挙法が機能しなくなる、無秩序な選挙が行われることを容認することにつながるのではありませんか。どうでしょうか。

選挙を行ったとき支払って、選挙が終わって返還を受けたと。では、その選挙運動を一生懸命やった人の票、この票はどこに行くのですか。返還されるのですか。それはあり得ないのです。お金を積めば済むとか、文書を書き換えれば済むという、言わば不正な選挙で当選したであろう町長に行政運営を任せるといふことはいかがなものかと考えます。特に町民に対して、本件の真相についての説明や謝罪がされておらず、我々もそうですが、ある程度推測の域で話をしたりしている。要するに証拠となる記載物も示されておりません。したがって、いつ誰がどのようにという詳細を明らかにすることが必要なのではありませんか。特に収支報告書は、どのような理由で、どのように修正したのだろうか。応援弁士への報酬支払

いはあったのか、なかったのか、SNS投稿は違反なく行われたのかどうか等について明らかにされない限り、我々住民が納得することはあり得ないでしょう。

選挙を管轄する選挙管理委員会の動きについては、先ほど説明したとおりです。したがって、司法に捜査を委ねるのが最善の策とは考えますが、議会として町長を擁護するのではなく、議会の権限として百条調査を行うことは必要だと思います。先ほど反対討論の中でも、長瀬町の信用がますます悪くなるというような反対討論がありましたが、そのもし長瀬町のイメージを低下させたとしたら、それは誰が低下させたのか、よく考えてください。

よって、ここに議案を提出しますので、議員各位には良識ある判断をお願いし、議長も公正、公平な判断をしていただくことを望みます。

以上。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。反対討論はありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議について、反対の討論をいたします。

まず、選挙運動の費用、収支報告書の件については、既に所轄である町選挙管理委員会、それから候補者に照会、訂正報告書の受理、関係書類の確認、警察への情報提供といった一連の対応を行っていることと承知しております。百条委員会は、地方自治法の中でも最も強い調査権限を持つ手段の一つであり、本来は執行部が資料提出を拒むなど、通常の手続では事実解明が困難な場合に限って慎重に用いるべき制度です。しかし、今回の案件では、町長や選管が資料提出や説明を拒んでいるわけではなく、町民に対してもこれまで経緯や対応状況について説明を行ってきています。このような状況でさらに百条委員会を設置することは、同じ事案について重複した調査を繰り返すことになりかねないと考えます。

そして、次に百条委員会の設置は、町、町政全体に大きな負担と混乱をもたらすという点です。委員会の設置には人員、時間、費用が必要であり、執行部も通常業務から多くの人員を割かざるを得ません。ですので、この件については選挙管理委員会による照会、それから訂正、情報提供等一連の対応、町長の謝罪と給料減額の提案とか再発防止の検討、そして刑事面での判断は所轄機関に委ねるという流れを踏まえれば、現時点で百条委員会を設置することは手段として過剰であり、町民にとっての副作用のほうが大きいと考えます。

以上の理由から、本議案に対して反対をするものであります。議員各位のご賢察を賜りますようお願い申し上げます。反対討論といたします。以上です。

○議長（関口雅敬君） 次に、賛成討論を許しますが、ありますか。

1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） 私は、公職選挙法違反の調査に関する決議に賛成の立場で討論をいたします。

これまでの町長の議会に対する対応ですが、前回も申し上げたとおり、資料を欲しいと言ってももらえない。私があればと思ったのは、前回の議会、12月9日ですけれども、朝の新聞報道の記事を引用して

説明、討論をさせていただきました。家に帰って町のホームページを見たら、選管に対する報告書が上がっているのです。つまり議会は完全に無視されているわけなのです。私は議会軽視どころか、無視をされたこの状況で調査をしないというのはあり得ないと思いますので、調査をすべきと思っております。

先ほども厳しい声をいただいていると言いましたけれども、議員は椅子に座っているだけで給料もらえていい商売だなと、そういう厳しい議員に対する声もいただいています。その中で、法的拘束力のない議会としての意思表示もできない、調査もしない、議会は何もしません。それでは、言われても仕方がないと思います。調査ぐらいはいたしましょう。なので、私は賛成します。皆さんもよろしく願います。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第4号 鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○議長（関口雅敬君） 同数であります。

発議案第4号 鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議、可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

発議案第4号 鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議については否決いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時20分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（関口雅敬君） 日程第3、町長提出議案の報告及び上程を行います。

今回の臨時会に町長から提出された議案は、議案第58号、議案第59号の2件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第4、議案第58号 長瀬町長の給与の特例に関する条例を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第58号 長瀬町長の給与の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。
選挙運動費用収支報告書に係る記載内容の確認不足により、町政に影響を及ぼし、町民の信頼を損なう状況となったことを踏まえ、町政の長としての責任の観点から、町長の給料月額を減額したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第58号 長瀬町長の給与の特例に関する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

それでは、条例の概要についてご説明いたします。議案書を御覧ください。本条例は、本則の1項のみで構成しております。町長の給料月額について、町長等の諸給与条例第3条第1号に定める59万5,000円を、その100分の50に相当する額を減じた額29万7,500円とするものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項は条例の施行期日で、この条例は令和8年1月1日から施行するものでございます。

第2項は、給料の減額期間を15か月間とするため、条例の失効日を令和9年3月31日限りとし、その効力を失うものでございます。

以上で議案第58号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、新聞記事から分かるように、町長は議会議員選挙、町長選挙で言えば買収ということが推定される事件です。お金で済まそうという考えが、今回のような事件の発端であったと思われませんが、もし職員が同様の事件を起こした場合、地方公務員法第32条、法令に従う義務、33条、信用失墜行為に抵触し、職全体の不名誉な行為に当たり、懲戒免職の対象になることもあります。それでも町長は、自らの保身のために職員を犠牲にして、条例を改正して済まそうと考えておられるのかどうか、町長に質疑します。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の質問にお答えいたします。

職員がそのような同様な事件を犯した場合ということでございますが、そういう場合はいろいろ訓告、警告または減給、免職等のことが考えられます。そのような中で、条例変更とかそういうことは全く考えておりません。今回につきましても私については、今の先ほど条例で申し上げたとおり、今私にできることは町民の皆さんに謝ること、そして私の自らの費用を減額すること、それのみで何とかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 揚げ足を取るつもりはありませんが、戒告、訓告ですよね、職員に対する罰則は。条例改正で済まそうとなさっているようですが、もしも、くどいようですが、職員が法を犯した場合、町長として処分ということを下すのが厳しくなってしまう立場ではないかと思いますが、このことについて。

もう一点、町長が議員選挙、町長選挙ともに、運動員から任意で報酬の返還をしてもらったと説明なさっているようですが、これはちょっと私の記憶違いかもしれませんが、任意で返還をしてもらったと説明されているようですが、強制というか、任意、どちらで返還していただいたのでしょうか、そのことについて。

あと、返還した運動員の方は、選挙運動をしていたというふうに認めておられたのかどうかという点についてお伺いします。返還をした方が、要するに車上運動員ではなかったと。または車上運動員だったのだけれども、選挙運動してしまったとか、そういう認識がその方たちがあったのかどうかということについてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の再質問にお答えします。

任意で返還してもらったかどうかということですが、私のほうから運動員のほうにいろいろな経緯全部を説明をいたしました。その中で運動員は、議員もご存じのとおり私の昔からの同級生でありまして、それらの運動員が、我々は本当にこういうようなことが分かってからも、ボランティアと一緒にやる気持ちでいたわけで、返還については、こういうような状況を私が説明した中で、我々は返すということで快くと言っては申し訳ないのですが、運動員のほうから返すということで、この辺は了解をしていただきました。

また、労務費の関係のことについては、運動員のほうは認識はしていなかったと思っております。

あとは、一番最初にあった職員がそのような罰になった場合は、私もこういう立場で今回ありますけれども、職員は職員の立場で厳粛にその点は私のほうが決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、報酬の返還については分かったような分からないような答弁だったのですけれども、町長のほうでこういうわけだということで説明をして、よその方から返金していただいたということは、選挙運動を行っていた人たちは、それが意味違反の部分もあったということは全然知らなかったということでもいいわけですか。ということであれば、これはこの条例の改正にも多少関わるところなのですが、要するに選挙を始めるときに、そういう周知徹底とかそういうことがうまくできていなかったから、こういう結果になったのだということでよろしいわけですね。その点もう一回。

あと、要するに町長は報酬の返還を求めるまでは、車上運動員から労務者に修正して報酬を一回払ったということはありませんよね。それは、とにかく選挙運動について報酬を支払うという約束をされていたということで間違いのないわけですよね。ということは、町長は運動員というのはボランティアでやるということを、選挙をやるとき全く認識がなかったのかどうかということなのですが、これはあくまでもお答えによってなのではすけれども、結果だけ見ると、要するにそういう認識をしていたか、していなかったか。これは要するに故意であったか、故意でなかったか。故意でなくても、未必の故意ということになるから、故意と同じ同列になるわけなのだけれども、そういう認識についてお伺いします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の再々質問にお答えします。

返金した関係で運動員の方は違反を知らなかったということだと思いますが、もちろん大変申し訳ないですが、私は受理されてから発覚するまでが本当に分からなかったものですから、もちろん運動員はそのことは全然分からなかったと感じております。

また、労務者に修正ということにつきまして、最初から運動員はボランティアでという気持ちはもちろんありましたが、私のほうはそうのように報酬を払わなければならないという立場でありますので、本人たちはもちろん報酬として受け取りました。ただ、こういうような事態が生まれて、そういうことがいろいろ問題になった。だから、私たちは本当にボランティアとしてやっていくから返金をするということで、先ほど申し上げたとおり返金をさせていただきました。

以上です。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はございますか。

1 番、中川博介君。

○1 番（中川博介君） また、残念だったのが、前回もこの質疑のときに言って、議会という言葉が入っていませんでしたよね、町民の皆さんの言葉は入っていたけれどもと言って、また今回も提案理由の中に町民の皆様という言葉はあったけれども、議会という言葉がない。つまりは先ほど言ったとおり、今後ともこの条例が通ればいい。給料半分を来年、令和9年3月までやれば私はオーケーだ。辞職勧告決議もどうせ通らないだろうし、調査もしないだろう。だから、議会は今後とも無視していくのだという姿勢でよろしいでしょうか。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 中川議員の質問にお答えします。

議会を無視なんていうことは当然ございません。何度も何度も申し上げますけれども、議会議員の皆様、そして町民の皆さん、私の適切でない事案によりまして、このような町政に混乱を生じさせたということにつきましては、何回も申し上げるように心からおわびを申し上げる次第でございます。私は常々言っているのですが、こっちの執行部と議会というのは、今後いろいろな立場で、来年もいろいろな事業があります。大きい事業もありますが、そういうことにつきましては両輪として、今後執行部と議会一緒にやらなければならないということで常々思っているところでございます。今回の給料カット、先ほど村田議員のときにも申し上げました、私のこのような罪で私ができることは、この給料カット1年3か月、50%ということと、あとは何度も申し上げますが、議会または町民の皆様におわびをすることしか今はございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） ほかにありますか。

9 番、新井利朗君。

○9 番（新井利朗君） この条例案の可否について判断したいので、質問をいたします。

町民から、町長の公選法違反買収事件はどうなっているかと大変よく聞かれます。そのことで現段階を正確にお答えいただきたいので、よろしく願いいたします。

質問何項目がありますけれども、1 番目、12月9日、定例会で出した減額案は何だったのでしょうか。

2 番、公選法違反買収事件は、減給し収支報告書を訂正すれば解消するのですか。

3番、報告書の何をどのように修正したのか、具体的に最終的にお願いします。また、報酬は実際に幾ら払ったのか教えてください。

4番、修正したことによって、選挙期間中の運動員の言動、行動、行為、影響、票数等はいくら変わったり消えたりするのでしょうか。

5番、修正した、また訂正したと言われますが、公文書虚偽記載とかというような罪には当たらないでしょうか。

6番……

○議長（関口雅敬君） 新井議員に申し上げます。

今回は給料に対する議案でありますので、議案に沿って質問してください。

○9番（新井利朗君） 内容を判断するについて、適当か適当でないかを判断するについて質問して、それを聞いた上で判断したい。ですから質問しているのです。だから遮らないでください。

6番、スポーツのルール違反は、試合後であっても失格であったり、没収であったり、取消し、停止処分等がありますけれども、今回のような選挙買収行為は何に該当すると思われませんか。

7番、現在警察による捜査はされていますか。任意聴取とか、そういうふうなことについてをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 新井議員の質問にお答えいたします。

12月9日の定例会に提出された減額は何だったのか。あれは50%の3か月ということで上程させていただいたと思いますが、あれについてはそのときも申し上げましたとおいろいろな各事例を見たり、いろいろな方と相談したりしながら、50%、3か月ということで提出をしたところでございます。

また、収支報告書を修正すれば解消するののかということでございますが、本当に私のミスでこのような収支報告書を出していただいたということで、修正すればミスは解消するののかということでありますが、本当にこれはそんな軽いものではございませんので、解消するとは思ってはおりません。

また、具体的に報告書は運動員の言動とか影響等を変えたり消したりできるのかというのは、運動期間中の運動員の言動とか、それは変えたり消したりは私はしておりませんし、そういうことはないということです。

あと、修正したという文書についての偽造とか、それに当たるのではないかとということでありますが、収支報告書はちゃんとしたものに修正をして、先ほど言った返金をしてもらったということで修正をしておりますので、それを選管のほうへ提出はしております。

あとは、ルール違反とか、スポーツで言う失格、取消し、停止処分とかありますけれども、これについては今警察のほうに書類等も行っていきますので、申し上げることはできません。

あと、捜査のほうが進められているかどうか、それで何か資料等が提出があったかという点につきましては、今現在警察のほうから私のほうには一言もございません。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） いろいろお答えいただいたのですが、報告書をどこをどのように修正したのか、具体的に最終的にお答えいただきたいというふうに思います。

あと、運動員に対してボランティアであって、全てボランティアだったのか、ハーフボランティアであったのか、それとも少しそれなりにお支払いしたのか、それもお聞きいたします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 収支報告書の修正したところは、まず日数、実働数ですか、その数を修正をさせていただいた。それに伴い金額も修正をしたということでございます。

あと、ボランティアの気持ちでやったかどうかということでもいいのでしょうか。もちろん運動員として同級生も雇ったと言うとおかしいですが、運動員として一緒にやっていくということでございますので、こちらとしては報酬を払わなければならないということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、町議選については大体半分ぐらいの金額で全部収めてもらったわけでございますので、ボランティアでやったということを運動員も思っていると思います。町長選につきましても、全てボランティアでやったということでご理解はいただいています。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） いろいろお答えいただいておりますけれども、去る12月9日の定例会のときにもお話しいたしましたけれども、当初5月の連休明けですか、いわゆる2年前の5年5月に収支報告書を提出したときのあれが、私は真実であったのではないかというふうに思います。それを結局いろんな面で人数が多かったり何かしたことによって、今度は結局内容を変えて報告書をいろいろ合うように出したというようなことで、それが法を曲げてと言ったら表現的にはおかしいかもしれませんが、一応法に合うように変えたことが、最後に落ち着いた状態の収支報告書になったのかなど。いわゆる選挙管理委員会も受け入れたものになったのかというふうに了解します。

これから選挙だけに限らず、町長職としていろんな場面が、際どい場面があるかと思しますので、そういうふういろんなことでこれは汚職につながるのか、またこれは私を買収につながるのか、いろんな面での際どい仕事遂行上のことが起きてくると思うのです。ですから、そういうふうなときに、しっかりと毅然とした態度で町長として務めてもらうようなことはぜひしていただきたい。そういう決意はしていただきたいと。やはり、給料も半額にすればいいというものでもなくて、給料を下げればいいのではなくて、給料を丸々もらってしっかりと務め上げてもらいたいのは、私たちの、また町民の願いだと思のです。そういうような意見も聞きます。ですから、そういうことも踏まえて町長職をこれから続けていていただきたい。やるのだったら続けていただきたいというふうに思うところであります。これは意見として伝えておきます。一応それぞれの質問にお答えいただき、ありがとうございました。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、議案第58号の長瀬町長の給与の特例に関する条例について、私は賛成してほしいから、今ここで言っているわけなのですが、町長から施行期日があります。この条例は、令和8年1月1日から施行する。そして、この条例は、令和9年3月31日限りでその効力を失うと。そんな意味が、この前のときにも3か月というときには反対したのですけれども、その賛成が期間が短かったから。それで、町議会議員のときになったのは、令和5年あたりになったのです。それから、ここにいる私たちも全部来年の、この条例は令和9年3月31日限りと書いてあります。そうすると、次の選挙、町議会議員の選挙が令和9年4月に選挙があるわけなのです。そうしますと、これに賛成するには私にと

って意味があるのです。町議会議員の選挙に出て、これでちょうど4年が過ぎるわけです。ですから……

〔「質疑じゃないぞ、これは。質疑じゃないよ」「討論」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） 討論。今、賛成でというので言ったのですけれども、では質疑なのね。それではいいです。すみません。いいです。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。反対討論はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 余分なことをしゃべるかもしれませんが、町長の人柄とか、そういうことに関して私否定しているのではなくて、大変ある意味同感はしています。ただ、言動が変わってきていると。要するに最初、ほかに一切違反はありませんと言われましたよね。それから、例えば運動員から労務員に変えた。細かいところですが、労務員に変えたとすれば、労務員さんは食事代出せないのです。その食事代を返還していただいたのかどうかとか、当然車上運動員であれば、お弁当とかで食事代を提供できると。労務員に変えたということは、そこでずれが生じるわけですよね。返してもらったかどうかという非常に不信感を持ってしまうと、この選挙に関して。だから、やはりこれでは済まないのかなと。

あと、先ほどの答弁、9番議員の答弁かな、半分くらいの金額でやってもらったというような、ちょっと時間が短いから答弁にまとめられなかったのだと思うのだけれども、要するにボランティアかどうか、半分くらいの金額でやってもらった。そんなことはあり得ないわけです、半分くらいでやってもらうというのは。だから、そういう曖昧なところがあるということで、これでは減額で済ませる問題ではないかなと判断してしまうわけです。

それで、あとまず第一に町民への謝罪を云々ということがありますが、現在この質疑ではありませんから、本当に町民へどういう形で謝罪を行って行って、町民の方々に納得していただくのかというところが非常に疑問に思っています。やはり住民代表の議員としては、また役場職員の立場とかいうことを考えると、減給ということで済まされる問題ではないのではないかと。特にネットなんかにも掲載があったのですよね、新聞だけではなくて。そんなふうなことで、かなり町の中にも拡散しているようなことがあるのではないかなと。それを真実が分からないからというところが、それをはっきりできない現在で、はっきりできないというか、うやむやな状態で私も分かっていない、今の段階の説明だということ、減給で済ませれば済んでしまうというふうな形に取られる。それでは賛成できませんと。ほかの議員の方々もそのところをよく判断して、自分の意思決定をしていただきたいということで、反対討論にさせていただきます。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありますか。

2番、村田武彦君。

○2番（村田武彦君） 前回12月9日の12月議会において、町長自ら30%減額、それで3か月というような、自分に言い方は適切ではないが、ペナルティーではないですけれども、そういったことでやりたいというお話がありました。これに関して新聞あるいはネット情報で、そういった内容が非常に拡散というか、私の知人、友人に知るところになりまして、私の知り合いの顧問弁護士をしてもらっている弁護士とか司法

書士、あるいは他市町村の課長、部長級のポストにいる友人から電話がありまして、大変だなと、あなたの町は大変なことになっているなという話がありました、一つは。

その中で、前回の条例案で30%、3か月ということは、これは適切なのかという……

〔「30じゃない、50だよ」と言う人あり〕

○2番（村田武彦君） ごめんなさい。間違えました。50%、3か月というのは適正なのかという話をしましたところ、いろんな情報を、今まで類似案件を全部いろんな数を友達が集めてくれました。その中で、今回と全く同じような案件もあるのですけれども、類似案件を踏まえると、30%、3か月ということが今までの事例というか、そういう中では適切というか、あるよというふうに言われました。だから、今回は町長自ら重く受け止めて、50%を長期にわたって減額するというのであれば、町長も今回の案件について重く認識しているのかなということで、私は賛成のほうにしたいと思っております。

○議長（関口雅敬君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第58号 長瀬町長の給与の特例に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（関口雅敬君） 賛成少数で否決となりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第5、議案第59号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第59号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億115万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を43億6,212万8,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第59号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回歳入歳出それぞれに1億115万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を43億6,212万8,000円にしようとするものでございます。

第2条は、第2表でご説明させていただきます。第2条、繰越明許費補正につきましては、4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正でございますが、令和7年度中に完了できない事業につきまして、令和8年度に繰越しをさせていただくものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費の公共施設LED照明化2期工事（庁舎分）につきましては、令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）をご承認いただき、物価高騰等の影響により、当初予算では対応できなかった議場等のLED照明化工事を進めておりましたが、設置予定であるLED照明灯及び取付け用機器の調達に時間を要し、令和7年度中の工事完了が難しいと見込まれることから、当該予算を繰越明許費として設定するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の9ページ、10ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額8,685万7,000円は、国が推進する強い経済を実現する総合経済対策による重点支援地方交付金を活用し、物価高対応生活者支援等の事業を実施するため増額するものでございます。

第2目民生費国庫補助金、補正額1,356万9,000円は、強い経済を実現する総合経済対策による物価高対応子育て応援手当支給事業を実施するため増額するものでございます。

続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。11ページ、12ページを御覧ください。第2款総務費、第2項企画費、第1目企画総務費、補正額7,172万8,000円は、重点支援地方交付金を活用し、物価高の影響を受けている町民への支援を目的として、物価高対応生活者支援事業により町民への商品券配布を実施するため増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額300万円は、物価高騰の中、福祉事業を実施している町内の公共的団体である長瀬町社会福祉協議会、長瀬町シルバー人材センター、長瀬町商工会に対して福祉事業を継続して実施できるよう、重点支援地方交付金を活用し補助金を支給するため増額するものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額1,393万7,000円は、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援することを目的として、物価高対応子育て応援手当を支給するため増額するものでございます。

13ページ、14ページを御覧ください。第4款衛生費、第3項上水道費、第1目上水道費、補正額1,249万1,000円は、重点支援地方交付金を活用し、令和8年4月からの水道料金改定に伴う基本料金の値上げ分への減免を実施するため、秩父広域市町村圏組合への負担金などを増額するものでございます。

以上で議案第59号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） まず1点、聞き漏らしたところについて、物価高騰対応福祉事業継続支援補助金の該当が社会福祉協議会と商工会ともう1個、聞き逃したのでお願いします。

それから、全体的なことでも国で言う強い経済、これがこの事業を行うことによって長瀬町でどう反映されると思っているのか、その計画をお答えください。

それから、この事業をやるについて報酬を、事務職員の報酬ということなので216万2,000円ですけれども、およそ何日、何人というところについて。

それから、商品券をとというふうなことで6,300万円ですが、これは世帯数で割ると1世帯1万円ということなのかなと。さもないと、1世帯ではない、1人当たり1万円なのかなという感じがしたのですが、またその商品券は今までやったような大型店または商工会加盟店とか、そんなふうな分けてやっているのか。これは個人的な意見、私的には大型店のほうが利用頻度が高いので、そこでも使えるし、どこでも使えるしというようなごっちゃのほうが、これはよろしいかなという感じがするのですが、どういう商品券を用意しているのか。

あと、最後の水道代のほうについて、これは水道未使用者も当然あると思うのです、上水道。この人については全く恩恵が行かないわけですが、長瀬町で上水道加盟していない世帯が何件あって、その人にはどういう対応をするのか。

以上についてお願いします。

○議長（関口雅敬君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田徹也議員からのご質疑のうち、国が推進する強い経済を実現する総合経済対策が町で実現されるのかという点についてご答弁申し上げます。

国のほうでは重点支援地方交付金について、エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施するための財源として交付されているところでございます。これを踏まえまして、今回補正予算に上げました3事業につきましては、まず重点支援地方交付金を活用した速やかな事業実施を目指すため、年内の予算化に向けた事業の検討ということで進めてきました。その上で、この重点支援地方交付金について、国が示しております推奨事業メニューの趣旨に沿った内容を検討した結果、全町民を対象とした広く薄い生活支援、物価高騰の影響を受ける福祉事業者等の継続支援と、間接的な高齢者等の生活支援、秩父郡内の1市3町と連携した水道基本料金の減免による全世帯、全事業者を対象としたインフラコストの激変緩和を目的とした3事業として実施することを決定したものでございます。

また、その他事業候補でございますが、検討の段階で様々な事業提案が上がっているところでございます。国の重点支援交付金の交付限度額につきましては、この補正予算を編成した後でもご承認いただきましたら、まだ残額のほうもありますので、今回は速やかな事業実施を目指すという点から、3事業を優先して補正内容として上げさせていただいております。ですので、今後も国の趣旨に沿って、当町の実情ですとか支援対象等を十分考慮した上で、交付金を最大限活用できるよう検討してまいりたいと存じます。

あと、福祉事業の支援対象者でございますけれども、長瀬町社会福祉協議会、長瀬町シルバー人材センター、長瀬町商工会の3事業者となっております。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、私のほうからは物価高騰対応事務職員の雇用内容についてのご質問についてお答えさせていただきます。

今回補正で計上しました会計年度任用職員の報酬につきましては、今回の補正で提案のありました事業の商品券に係る事業などの補助事務に従事していただくよう、1年間分の雇用で予算を計上してまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の質疑についてお答えいたします。

まず、1つ目の商品券6,300万円なのですが、これは町民1人当たり1万円を考えております。町民6,300人を見込んでおり、1万円ですので6,300万円の予定でおります。今までと同じように商品券を分けるのかということなのですが、今回も全店共通券と中小一般券、中小一般券は大型店舗では使用できない。この今までと同じような2種類の商品券を予定しております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 町民課長。

○町民課長（柘原秀樹君） それでは、村田議員の質疑にお答えいたします。

上水道未設置者に対する対応でございますが、今回の補正には上げておりませんが、これから郡内の市町村との状況を見ながら、またこの重点地方交付金のほうに該当するのかどうかということも踏まえながら、慎重に考えていきたいと思っております。ですので、企画財政課長のほうからご説明があったと思いますが、上限にはまだ余裕がありますので、もし未設置者の対応のほうが、こちらのほうの交付金のほうに対応する、もしくは該当するということであれば、考えていきたいというふうに思っております。これに対応しないと、全て一般財源からの持ち出しになってしまいますので、その辺は慎重に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、ほぼ最後ということで、国が言う強い経済、長瀬町に対して要するに物価高騰とか、そんなふうな政府が言っているようなことでメインでこれをやるというふうなことだと思うのですが、福祉事業ということで、特には社会福祉協議会と商工会とシルバー人材センターって挙げられたのですが、福祉施設等の要するに雇用、働く人が非常に少なくなって困っているとか、そんなふうな話も聞いているのですけれども、そういうところには行かないわけですね。

あと、できればそういうところにも目を、介護士が少ないとか、そんなふうなところで幾らか補助できればいいのではないかなと、これは私の考えです。

あと、水道未使用者については、町民課長からあったのですけれども、今のところ把握しているのは何世帯か。それがないと、ある意味不平等になると。同じ国から来るお金を水道料になると、電気料だとほぼ100%になると思うのですが、水道料というところに基本料金が来たので、電気料のほうが本当はいいのではないかと思ったわけで、行かない人がいるというのはちょっと引っかけます。

それから、職員を1年間というふうなことで総務課長から説明あったのですけれども、まだ次々に来るかもしれないから1年間事務職員を雇用すると、そういうことなのですか。物価高騰対応の職員が臨時的職員を当然充てるわけですね。そんなことできるのかな。

あとは、これ申し上げておきますが、一々村田議員の質問にお答えしますとか、私が言っているのだから答えてもらわなくていいですから、そのまますぐ答弁に入ってください。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 一応決まりですので、村田議員の質問にお答えさせていただきます。

福祉事業所ですとか介護事業者への補助ということですが、もちろん担当課では考えておりましたが、また企画財政課長のほうで申し上げましたが、今も次の事業を検討している段階ですので、その段階で町の中で交付ができるということになれば、考えていきたいという気持ちはございます。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、私のほうからは人件費のことについてのご質問についてお答えさせていただきます。

1年間1名をいろんな事業に充てられるのかどうかというお話かと思いますが、今までの物価高騰対応の職員も、特に特定の課にその仕事に従事させているわけではなくて、物価高騰、この交付金を使った事業で多忙になっている部署に随時配置を、総務課のほうで雇って随時配置をするという形を取らせていただいております。先ほど企画財政課長からも話がありましたが、これからも追加提案が入りまして、交付金額も前回の3倍程度というかなり高額な事業となりますので、かなり業務量も増えることが見込まれておりますので、今回も総務課のほうで雇用して、随時事業の担当課のほうに、その業務量に応じてお手伝いのほうに配置させていただくという形で考えております。

以上でございます。

〔「どんどん配置転換があるということを考えている」と言う人あり〕

○総務課長（染野和明君） 基本的には総務課で雇用して、各課の業務量を見ながら配置を考えさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、お答えいたします。

先ほど答弁が漏れて大変申し訳ございませんでした。未設置者におきましては、こちらのほうでも水道が通っていない地域というのは把握しているのですが、そこで何世帯、何人いるかというのは、正確には把握していない状況ですので、もし仮にそういった今後交付金のほうが対象となって幾らか対応するというのであれば、正確に把握して対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「ぜひそうしてください」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） ほかに。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 14ページの水道基本料金の減免負担ですが、期間をもう一度お願いいたします。期間。

○議長（関口雅敬君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） 期間につきましては、7月から12月に請求が来る分についての基本料金の減免という形になります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎字句の整理

○議長（関口雅敬君） ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不穏当あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。



◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君） 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

臨時会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 臨時会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今臨時会では、新規条例案1件、令和7年度補正予算案1件の合わせて2議案の重要議案につきまして慎重なご審議をいただき、補正予算1件につきましては原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程に出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した補正予算につきましては、町民の生活の安定のため、速やかに執行してまいります。

議案第58号 長瀬町長の給与の特例に関する条例につきましては、極めて残念ながら否決になりました。

議会の判断を重く受け止め、質疑の中で出ましたご意見を踏まえ、改めて検討してまいりたい、そのように思っております。

また、今臨時会の中で、さきの定例会に引き続き百条委員会の設置議決及び私に対する辞職勧告決議が提出されましたが、そのいずれも否決されました。町長といたしましては、さきの定例会及び今臨時会で出ましたご意見を真摯に受け止め、より一層の説明責任と信頼回復に努めてまいり所存でございます。

本年も町政の推進のために格別のご理解とご協力を賜りましたこと、改めて深く感謝を申し上げます。議員各位におかれましては、どうか今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（関口雅敬君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和7年第8回長・町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月5日

議 長 関 口 雅 敬

署 名 議 員 中 川 博 介

署 名 議 員 村 田 武 彦